

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和27年6月1日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年6月1日から29年3月1日まで
② 昭和29年12月1日から31年5月1日まで
③ 昭和31年9月1日から32年2月6日まで

私は、申立期間①はA社、申立期間②はB事業所、申立期間③はC社で勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、申立期間①中に撮影されたとするA社の盆踊りの写真を所有しており、昭和27年6月に退職した同僚のことを記憶している上、複数の同僚は、申立人が勤務していたことを記憶していることから、申立人は、少なくとも同年6月から同社に勤務していたことが推認できる。

また、上記写真の裏書に「従業員一同、総員118人」との記載が確認できることから、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間当時の厚生年金保険被保険者数は118人で、当該裏書の従業員数とおおむね一致していることから、申立期間①当時、同社においては、ほぼすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

さらに、自らの入社時期について記憶している4人の同僚は、当時のA社では、入社日から厚生年金保険に加入させる取扱いであった旨を供述しているとともに、申立期間当時の社会保険事務の担当者は、「詳細

な記憶は無いが、すべての従業員を社会保険に加入させていたはずである。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間①に係る標準報酬月額については、申立人の昭和 29 年 3 月の記録から 7,000 円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届も提出される機会があったことになるが、いずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、事業主が申立人に係る資格取得日を昭和 29 年 3 月 1 日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、B 事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の人事記録等を確認できない。

また、当時の事業主は連絡が取れなかった上、事情を聴取できた同僚からも、申立人が B 事業所に勤務していたことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、B 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間②における健康保険被保険者番号は、順番に払い出されており欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

3 申立期間③について、事情を聴取できた 6 人の同僚は、いずれも申立人が勤務していた記憶が無いことから、申立人の当該期間における勤務実態について確認できない。

また、申立期間③当時の同僚は、「当時、工員の中に怪我をした者がいて、病院に行って来いよと言ったら、まだ会社が社会保険に入れてくなくて、保険証が無いのだと言っていたことを憶えている。当時、社会保険の未加入者は確かにいた。」と具体的に供述している。

さらに、C 社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の人事記録等を確認できない。

加えて、C 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、

申立期間③における健康保険被保険者番号は、順番に払い出されており欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

石川国民年金 事案359

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から同年7月まで

昭和57年1月に退職した後、父親の健康保険の被扶養者になろうとしたが、失業手当を受けている間は扶養に入れないと言われたので、国民健康保険に加入することにした。その際に国民年金にも加入したはずであり、申立期間が未加入となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、国民年金と国民健康保険の加入手続を同時に行ったとしているが、その手続をした場所等についての明確な記憶が無いほか、その後の国民年金保険料の納付についての記憶もあいまいである。

さらに、国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和58年12月ごろに払い出され、被保険者資格を同年11月21日までさかのぼって取得しているが、その際、申立期間については被保険者となっていない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立期間に係る保険料は納付できなかったと思われる。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

石川国民年金 事案360

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から54年3月まで
昭和53年1月ごろに、父親が、自分の国民年金の加入手続及び^{そきゅう}遡及納付をしたと家族の前で話していたことを記憶している。申立期間が、未加入及び未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人及びその家族は、昭和53年1月ごろに、その父親が申立人の国民年金の加入手続を行いさかのぼって保険料を納付したと述べていたことを記憶しているとしているが、申立人及びその家族はそれらに関与しておらず、その父親は既に死亡しているため、当時の状況は不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和54年10月ごろに払い出されており、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、申立人には、申立期間当時に年金手帳を受け取った記憶も無いことから、申立人の父親はこのころ国民年金加入手続を行ったと考えられる。

加えて、申立期間の大部分は任意加入対象期間であることから、昭和50年1月にさかのぼって国民年金の被保険者にはなり得ず、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 23 日から 32 年 4 月 15 日まで
私は、昭和 31 年 4 月から 47 年 5 月まで A 社（現在は、B 社）で勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社から提出された人事記録及び雇用保険の記録から判断して、申立人は、申立期間において A 社で勤務していたと認められる。

しかし、申立人と同日に A 社で厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚は、「昭和 31 年の学校卒業とともに入社したが、本採用となるまで厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」と供述していることから、当時、同社では、必ずしも社員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人及び同僚 12 名は、連番で昭和 32 年 4 月 15 日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月30日から46年4月4日まで
私は、冬期の6か月だけA社B工場に勤務した。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「申立期間当時、B工場を厚生年金保険及び雇用保険の適用事業所としておらず、C工場で適用させていた。」と説明しているところ、申立人は、昭和45年10月30日から46年4月3日まで同社C工場における雇用保険の加入記録が確認できる。

しかし、A社は、「申立人については、厚生年金保険加入手続の記録及び正社員の退職記録にも記載が無い。」と回答しており、同社が保管するC工場に係る健康保険厚生年金被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書にも、申立期間において申立人の資格得喪に係る届出が行われた記録は確認できない。

また、申立人が同時期と一緒に勤務していたとする同僚は、申立期間とほぼ同じ期間について、A社C工場における雇用保険の加入記録は確認できるものの、申立人と同様に、同社C工場における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人は、申立期間を含む昭和36年4月から60歳到達時までの期間において国民年金に加入し、当該期間に係る国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間において健康保険被保険者番号は順番に払い出されており、欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

私は、昭和 36 年 4 月 1 日に A 社に採用され、同年 9 月 1 日から職員(共済組合員)となったが、申立期間については、臨時雇用員あるいは試用員として勤務していたはずであり、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の履歴書カード(人事記録)の写しにより、申立人は、昭和 36 年 4 月 1 日から B 管理局に臨時雇用員として勤務し、同年 7 月 1 日に試用員、同年 9 月 1 日に職員となったことが確認できる。

しかしながら、A 社の通達 435 号(昭和 38 年 9 月 7 日付け)「臨時雇用員等社会保険事務処理規程」により、同事業所が一定の条件を満たした臨時雇用員や試用員を厚生年金保険に加入させることができるようになったのは、申立期間後の昭和 38 年 10 月 1 日からである。

また、オンライン記録によると、申立人が所属していた B 管理局は、昭和 38 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であった記録は確認できない。

さらに、申立人が記憶している臨時雇用員の同僚及び職員養成所における同期生 3 名についても、申立人と同様に、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。